様式 (第四条関係) (令元内府総省財文科厚労農水経産国交環省令2・令2内府総省財文科厚労農水経産国交環省令9・一部改正)

新用途水銀使用製品製造(販売)届出書

年 月 日

主務大臣 殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

新用途水銀使用製品の種類	
新用途水銀使用製品の用途	
新用途水銀使用製品の名称 (一般的名称及び販売名)	
新用途水銀使用製品の型式	
新用途水銀使用製品の単位数量当たり の水銀等の量	
一定の期間内の新用途水銀使用製品の 製造予定数量又は販売予定数量	
△構造、利用方法その他の新用途水銀 使用製品に関する情報	
△自己評価の結果	
△自己評価に係る調査及び分析の方法	

## 備考

- 1 標題中の「製造」及び「販売」のうち該当しない文字は、抹消すること。
- 2 法人にあっては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び 連絡先を記載すること。
- 3 一定の期間内の新用途水銀使用製品の製造予定数量又は販売予定数量の欄に は、当該製品を製造又は販売する予定の期間及び当該期間内に製造又は販売す る予定の数量を記載すること。
- 4 △の欄にその記載事項の全てを記載できないときは、同欄に「別紙のとお

- り。」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 自己評価の結果の欄には、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令(平成 27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産 業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「命令」という。)第3条第1号に 掲げる新用途水銀使用製品にあっては、複数案ごとの評価項目の評価の結果及 び総合的な評価結果を取りまとめて記載し、1)命令第3条第1号イに規定す る情報、2)同号ロに規定する評価項目の選定理由、3)同号ニに規定する新 用途水銀使用製品の製造等を行わない案を含めない場合の理由、4)同号ホに 規定する評価項目に係る人の健康への悪影響及び生活環境への負荷を可能な限 り回避し、又は低減する措置を行う場合のその内容及び効果についても記載す ること。
- 6 自己評価に係る調査及び分析の方法の欄には、命令第3条第1号に掲げる新 用途水銀使用製品にあっては、同号へに規定する助言の内容についても記載す ること。
- 7 この届出書の提出部数は、正本1通及び副本1通とすること。
- 8 この届出書の正本1通には、法人にあっては定款及び登記事項証明書を添付すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。